

## AOTCA2022バリ会議

11月22日から25日まで、インドネシアのバリで、AOTCA（Asia Oceania Tax Consultants' Associationアジア・オセアニア・タックスコンサルタント協会）のタックス・カンファレンスに参加しました。日税連国際部のスピーカーとして、「日本の災害税制と課題」というテーマで、お話をさせていただきました。今回は、その概要をご報告させていただきます。

### <災害税制の概要>

主に被災代替資産の特別償却や被災した従業員の賃金の税額控除、補助金の圧縮記帳、不動産の収用の特別控除などですが、それ以外の特例に関して、税目別では以下の通りです。

- ① 所得税：災害減免法、雑損控除、被災した住宅と再建した住宅の住宅ローンの税額控除をどちらも適用できる措置、雑損控除の繰戻還付等
- ② 法人税：震災前の借入金の債務免除益の切捨てられた欠損金の復活 等

これらの税制は、既存の税法の特例を拡充するにとどまっており、災害時の救済措置として十分かどうかは検討の余地があると思われます。

### <検討事項>

- ① 所得税：雑損控除の控除順序により他の所得控除が切捨てられる点
- ② 所得税・法人税：被災不動産が時価が著しく下落しているにもかかわらず、その評価損は実現するまで計上できない点や、貸倒引当金や投資有価証券の債権額について、債権先が甚大な被害を受けているにもかかわらず、倒産や廃業などの事実が発生していなければ、帳簿価格を引き下げるとはできない点
- ③ 贈与税・相続税：相続時精算課税制度を適用して贈与した財産は、被災して著しく時価が下落したり、現物がなくなったりしたとしても、贈与時の価格で課税される点

### <災害税制の本来の目的実現のために>

「将来の災害に備える」「被災者を救済・支援する」「災害後の復興を支援する」という要素が

必要と考えられますが、税制だけで解決できる訳ではなく、他の支援策なども考慮して、支援に依存しない、自立を促す政策が重要と思われます。また、各省庁の個々の支援策が、課税当局に事前に共有されていないため、課税がどうなるのか情報提供が遅れる点も課題と言えます。

税制面で、復旧だけでなく、復興を後押しし、災害以降に、関連する損失を最小限にするために必要とされることは以下の通りです。

まず、災害の復旧から復興のプロセスの中では、マンパワー、とりわけ若い世代の力が必要となるため、若い世代への資産の移転を容易にすることで、復興にかかる人材を支援し、必要な場所に集約させる税制などが考えられます。例えば、そのような人材に対する贈与税の特例や、寄付金を受ける側の税制の特例措置、ボランティアをする人に対する特例などが考えられます。

また、支援に頼らず、自立を促す税制としては、勤労意欲や災害への備えを促進する税制、具体的には、被災者の雇用主だけでなく、被災した勤労者自身に対する特例、補助金を申請しなかった企業への特例などが考えられます。

更には、人材育成や経営再建に寄与する税制として、例えば、被災企業と取引した場合や震災孤児を支援した場合の特例などが考えられます。

これらは、災害の都度、特例措置を講じるのではなく、税制以外の部分も含め、パッケージ化し、簡易な方法によりこのパッケージを適用する方式とすれば、迅速で分かりやすく、潜在的な被災者も含め、税に対する予測可能性が担保され、使いやすくなるのではないでしょうか？

AOTCA2022バリ会議のURLは、

<https://aotcabali2022.com>

内容は、session5: Disaster Taxation/  
Tax Evolution Beyond the Pandemic

をご参照下さい。

11月21日に発生したジャワ島の地震の早期復旧をお祈りいたしております。

(国際特別委員長 丸岡 美穂)